



年 組 名前

道新でワークシート

パートナー制度12月から

市が運用「証明」か「登録」選択

帯広市は3日、LGBTなど同性らのカップルを婚姻関係相当と認める「市パートナーシップ制度」の運用を12月1日に始めると発表した。市によると、制度導入は道内5例目という。

市の制度は2種類あり、公正証書などで結んだ契約を市が確認する「証明制度」、契約書の必要がない「登録制度」のどちらかを選べる。選択制は全国でも珍しいという。同性らのカップルは法的に家族と認め

られず、入院の付添人や生命保険の受取人になれないなどの不利益が生じる可能性があった。市でも市営住宅に入居できない制限があったため、市は同制度の導入を準備してきた。

市は制度の手引きを市ホームページに公開。米沢則寿市長は3日の会見で「性のあり方にかかわらず誰もが個人として尊重され、住んでいて良かったと思える地域社会の実現を目指したい」と述べた。(田島工幸)

2022年10月4（火）朝刊 帯広・十勝版 17ページ

①市パートナーシップ制度が整備されていないことによって、どのような不利益が生じる可能性があったか読み取りなさい。

②性のあり方に関わらず誰もが個人として尊重され、住んでいて良かったと思える地域社会の実現のためにどのようなことが大切か、自分の考えを書きなさい。